私の臨床メモ（専門医による治療紹介）

その４　脊髄損傷者の排便障害に対する経肛門的洗腸療法

リハビリテーション科部長　渡邊　友恵

我が国の外傷性脊髄損傷の発生頻度は増加傾向にあり、受傷時年齢は高齢化し、頚髄損傷が全体の８割以上を占めると報告されています。脊髄損傷者は８割以上で膀胱直腸障害を合併し、排尿や排便の障害を来します。排便障害では、腸蠕動低下に加え便意の低下や排便反射の減弱により便失禁と便秘の両者が起こるため、体調不良やQOLの低下を来します。多くの症例で、内服・摘便や坐薬・浣腸などでの排便管理が必要となりますが、特に頚髄損傷では、排便関連の動作獲得が難しく、６割以上の症例で介助が必要となるため、排便管理不良は介助量の増加にも繋がります。

脊髄損傷者の難治性排便障害に対し、2018年より経肛門的洗腸療法が保険適応となりました。経肛門的洗腸療法は、海外では以前よりその有効性や安全性が示され、脊髄損傷者の便失禁や便秘の改善によりQOLが向上する事が報告されてきました。当院でも2020年から経肛門的洗腸療法を採用し、適応がある症例に順次導入を行い、その多くから高い満足度の報告を得ています。経肛門的洗腸療法は、写真の専用器具を使用し、湯500-1000mlを肛門から注入することで、直腸～下行結腸を空虚化するという仕組みで、注入された湯により、結腸や直腸が刺激され蠕動運動促進や排便反射の誘発が得られます。結腸や直腸肛門機能の低下した脊髄損傷者の排便障害の病態に適しており、今後も排便管理方法の選択肢の一つとなると考えています。
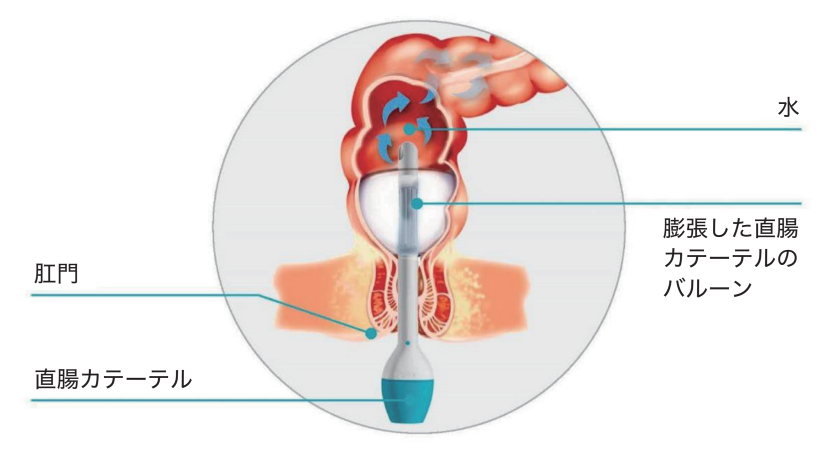
脊髄損傷者においては、急性期後も医療支援の継続が必要となる症例が多いため、地域の先生方との医療連携を積極的に進めていきたいと考えております。今後ともご指導ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。